

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
新型コロナウイルスPCR検査	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和4年 2月 8日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊三重地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊三重地方協力本部が部外委託する新型コロナウイルスPCR検査について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

内容を確認する場合は <https://www.mod.go.jp/gsdf/chotatsu/document/kyo.html> を参照してください。

b) 関連文書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 役務に関する要求

3.1 全般

本役務は、官側が示す数量のPCR検査キット一式の納品、検体回収、検体検査、検査結果通知を行うものとする。

3.2 規格等

PCR検査キットは、唾液によるものとし、検体の採取は個人で実施できるものとするほか、検体回収に際しては返送用封筒又はこれに準ずるものが含まれるものとする。

3.3 PCR検査キットの発送

官側の発注日、納品日及び納品数等は下表のとおりとし、追加のPCR検査キットの必要が生じた場合は、官側と契約相手方との調整により速やかに納品するものとする。

連番	発注日	納品日	納品数	検体採取予定日	契約相手方の回収日及び 回収検体予定数	検査結果通知日
1	3月3日(木)	3月10日(木)	130検体	3月18日(金)	3月19日(土) 6検体	3月22日(火)
2				3月20日(日)	3月21日(月) 5検体	3月24日(木)
3				3月21日(月)	3月22日(火) 31検体	3月25日(金)
4				3月22日(火)	3月23日(水) 30検体	3月26日(土)
5				3月23日(水)	3月24日(木) 19検体	3月27日(日)
6				3月24日(木)	3月25日(金) 11検体	3月28日(月)
7				3月25日(金)	3月26日(土) 28検体	3月29日(火)

3.4 検査キットの回収

回収は、検査受験者から官側が回収し、官側が指定する回収日において契約相手方が回収するものとする。

3.5 検体検査

- a) 個別の検体検査又はプーリング方式による。
- b) 一日当たり最大約36検体の検査が可能な体制とする。

3.6 検査結果の通知

通知は、検体を契約相手方が回収後、概ね3日以内に官側が指定する担当者へ通知するものとし、通知要領はメール、FAX、Webによるものとする。通知内容には、検査の結果として陽性又は陰性を明記するものとする。

検査受験者への通知は、官側が実施するものとする。

4 品質・保証（契約履行の確認）

4.1 監督・検査

検査結果の通知をもって完成検査をするものとし、検体の返送がなかった場合はPCR検査キット一式を納品した確認をもって、完成検査をする。

5 その他の指示

5.1 保全

契約相手方は、本役務で取り扱う個人情報の適切な管理を行うとともに、本役務で知り得た個人情報を役務従事者以外に漏えい又は官側の承認を得ないで転用してはならない。また、契約の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該者に同様の保全の遵守をさせるものとする。

5.2 検体等の亡失及び損傷

施工上の不備による検体等の亡失及び損傷等の事故が生じた場合は、その責を契約相手方が負うものとする。

5.3 使用器材・機器

検査に必要な器材、機器は契約相手方が準備するものとする。

5.4 消耗品

消耗品は、PCR検査キット代金に含めるものとする。

5.5 検査実施人数の変更時における処置について

PCR検査実施人数が変更した場合は、官側は速やかに発注日、納品日及び納品数等を契約相手方に通知するとともに、契約相手方は変更人数分については官側が指定する時期までにPCR検査結果通知を官側が指定する担当者に通知できるようにするものとする。細部は官側と契約相手方との調整による。

5.6 仕様書の疑義

契約相手方は、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。